

平成26年4月から70歳になられた組合員及び被扶養者の皆様へ

高齢受給者証の交付

- ◆ 平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える組合員及び被扶養者の方に対しては、自己負担割合が「2割」と表示された高齢受給者証が交付されます。
- ◆ 70歳の誕生日を迎えた日の属する月の翌月から高齢受給者証を病院の窓口で使用することになります。

高齢受給者証の自己負担割合をご確認ください

◆ 組合員証兼高齢受給者証

地方職員共済組合	記26年 3月24日交付
組合員 証本人(組合員)	91077
記号地・福井	番号 60002
9111 250402	
氏名	テスト1 250402
性別	男
生年月日	昭和19年 4月 2日
資格取得年月日	平成21年 1月 1日
有効期限	平成31年 1月 1日
一部負担金の割合	2割

この証は、高齢受給者証を兼ねています。

◆ 組合員被扶養者証兼高齢受給者証

地方職員共済組合	平成26年 3月24日交付
組合員被扶養者証家族(被扶養者)	91077
記号地・福井	番号 60002
9111 25040277	
氏名	テスト1 250402妻
性別	女 組合員氏名
生年月日	昭和19年 4月 2日 テスト1 250402
認定年月日	平成21年 1月 1日
有効期限	平成31年 1月 1日
一部負担金の割合	2割

この証は、高齢受給者証を兼ねています。

※ 手続き等の詳細につきましては、各支部の担当者までお問い合わせください。